

道路パトロール業務委託積算基準

1. 適用範囲

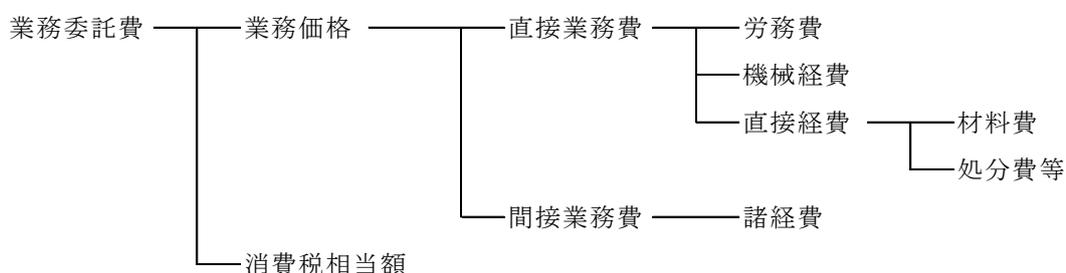
この基準は、新潟県土木部が発注する道路パトロール業務に適用する。

基準の中で用いる数値については、通常の場合の標準値を示しており、これによりがたい場合は、別途算定することができる。

なお、積算基準の内容は新潟県土木部が実施する道路パトロール業務実態に基づくものであり、準用にあたっては十分留意すること。

2. 業務委託費

(1) 業務委託費の構成



(2) 業務委託費構成費目の内容

ア. 直接業務費

①. 労務費

労務費は、当該業務に従事する者（道路パトロール員）の人件費である。

②. 機械経費

機械経費は、当該業務を実施するのに要する経費（材料費、労務費を除く）で、算定は「積算基準 [5. 建設機械損料表]」の請負工事機械経費積算要領に基づいて積算する。

③. 材料費

材料費は、当該業務を実施するのに要する材料の費用である。

④. 処分費等

処分費等は、当該業務の実施中に発見された落下物、動物死骸等の処分に要する費用である。

イ. 間接業務費

①. 諸経費（一般管理費等）

諸経費は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費等とする。

ウ. 消費税相当額

①. 消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

(3) 各構成費目の算定

ア. 直接業務費

直接業務費は、別に定める「道路パトロール業務委託積算要領」に基づき算定する。また、材料費、処分費等は必要に応じ算定する。

イ. 間接業務費

間接業務費（諸経費）は次式により算定した額の範囲内とする。

諸経費＝直接業務費×諸経費率

ただし、諸経費率は38%とする。

ウ. 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて算定した額とする。

消費税相当額＝（直接業務費＋諸経費）×消費税等率